

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)及び古河市個人情報保護条例(令和5年条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法、令及び条例の例による。

(管理体制)

第3条 法第66条の規定により保有個人情報の安全管理のために、次の各号に掲げる者を置き、その業務は、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 総括保護管理者 市の保有個人情報の保護に関する事務を総括するものとし、総務部主管副市長をもって充てる。
- (2) 保護責任者 所管部等における保有個人情報の適正な管理を行うものとし、各業務を所管する部長等をもって充てる。
- (3) 保護管理者 所管課等における保有個人情報の適正な管理を行い、また、保有個人情報の保護に関して所属職員を指揮監督するものとし、各業務を所管する課長等をもって充てる。
- (4) 保護担当者 保護管理者を補佐し、及び所管課等における保有個人情報の管理に関する事務を担当するものとし、保護管理者が当該所管課等から指名する者をもって充てる。
- (5) 監査責任者 保有個人情報の管理の状況について監査するものとし、個人情報保護制度主管課長をもって充てる。

(委託等に伴う措置)

第4条 法第66条第2項第1号及び第2号で定める業務を当該各号に規定する者に行わせようとするときは、次に掲げる項目について当該各号に規定する者に求めるものとする。

- (1) 個人情報の秘密保持に関すること。
- (2) 再委託を禁止又は制限すること。
- (3) 個人情報を委託又は公の施設の管理目的以外の目的に使用しないこと。
- (4) 市長の承諾を受けずに個人情報を第三者に提供しないこと。
- (5) 市長の承諾を受けずに個人情報の複写又は複製をしないこと。
- (6) 個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じること。
- (7) 受託又は管理の事務の処理に関し事故が発生したときは、直ちに市長に報告し、その指示に従うこと。
- (8) 受託又は管理の事務の処理を完了したときは、個人情報(複写又は複製したものを含む。)を返還し、又は廃棄すること。
- (9) 市長が必要と認めて受託又は管理の事務の処理状況又は個人情報の取扱状況に関する調査を行うときは、これに応ずること。
- (10) 受託者又は指定管理者の責めに帰する理由により市長又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。
- (11) その他市長が必要と認めて指示する事項を遵守すること。

(提供を受ける者に対する措置)

第5条 法第70条に規定する利用目的のために又は法第69条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、市長が必要があると認めるときに当該提供を受ける者に対して求めるべき適切な管理のために必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 個人情報の秘密保持に関すること。
- (2) 個人情報を利用し、又は提供を受けようとする目的以外の目的に利用し、又は使用しないこと。
- (3) 個人情報を第三者に提供しないこと。
- (4) 市長の承諾を受けずに個人情報の複写又は複製をしないこと。
- (5) その他市長が必要と認めて指示する事項を遵守すること。

(開示請求書)

第6条 法第77条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書(様式第1号)とする。

(開示請求決定等に係る通知)

第7条 法第82条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(開示決定等の期限の延長に係る通知)

第8条 法第83条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書(様式第4号)により行うものとする。

- 2 法第84条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(様式第5号)により行うものとする。
(開示請求事案の移送に係る通知)
- 第9条 法第85条第1項の規定による事案の移送は、保有個人情報開示請求に係る行政機関の長等への事案の移送通知書(様式第6号)により行うものとする。
- 2 法第85条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求に係る事案の移送通知書(様式第7号)により行うものとする。
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)
- 第10条 法第86条第1項の規定による通知は、保有個人情報の開示請求に関する任意意見照会書(様式第8号)により行うものとする。
- 2 法第86条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示請求に関する意見照会書(様式第9号)により行うものとする。
- 3 法第86条第1項及び第2項の規定による意見書は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書(様式第10号)とする。
- 4 法第86条第3項の規定による通知は、反対意見書に係る保有個人情報開示決定通知書(様式第11号)により行うものとする。
(開示の実施)
- 第11条 法第87条の規定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、当該保有個人情報が記録された行政情報を丁寧に取り扱い、かつ、汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしてはならない。
- 2 市長は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、開示を中止し、又は禁止することができる。
- 3 法第87条第1項に規定する保有個人情報の開示は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。
- (1) 文書、図画及び写真 閲覧又は次に掲げる方法
- ア 当該文書、図画及び写真(以下この号において「当該文書等」という。)を複写機により日本産業規格A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に複写したものの交付
- イ 当該文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。)に複写したもの(当該文書等の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、実施機関がその保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。)により行うことができるものに限る。)の交付
- (2) 録音テープ及び録画テープ 視聴
- (3) 磁気テープその他これに類するもの(録音テープ及び録画テープを除く。) 印字物(記録された情報をA3判以下の大きさの用紙に出力したものをいう。)の閲覧又は次に掲げる方法
- ア 当該印字物を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものの交付
- イ 当該印字物をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したもの(当該文書等の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、実施機関がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるものに限る。)の交付
- (4) 電磁的記録(前2号に掲げるものを除く。) 次に掲げる方法であって、実施機関が保有するプログラムにより行うことができるもの
- ア A3判以下の大きさの用紙に印字し、又は印刷したものの閲覧又は交付。ただし、業務の委託等により印字し、又は印刷したものを交付する場合は、この限りでない。
- イ 光ディスクに複写したものの交付
- 4 写しの交付部数は、個人情報1件につき1部とする。
- 5 法第87条第3項及び令第26条の規定による申出書の書面は、保有個人情報開示の実施方法等申出書(様式第12号)とする。
(訂正請求書)
- 第12条 法第91条第1項の訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(様式第13号)とする。
(訂正決定等に係る通知)
- 第13条 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書(様式第14号)により行うものとする。
- 2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報不訂正決定通知書(様式第15号)により行うものとする。
(訂正決定等の期限の延長に係る通知)
- 第14条 法第94条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(様式第16号)により行うものとする。
- 2 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(様式第17号)により行うものとする。
(訂正請求事案の移送に係る通知)

第15条 法第96条第1項の規定による事案の移送は、保有個人情報訂正請求に係る行政機関の長等への事案の移送通知書(様式第18号)により行うものとする。

2 法第96条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求に係る事案の移送通知書(様式第19号)により行うものとする。

(保有個人情報の提供先への通知)

第16条 法第97条の規定による通知は、提供をしている保有個人情報の訂正決定通知書(様式第20号)により行うものとする。

(利用停止請求書)

第17条 法第99条第1項の請求書は、保有個人情報利用停止請求書(様式第21号)とする。

(利用停止決定等に係る通知)

第18条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書(様式第22号)により行うものとする。

2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用不停止決定通知書(様式第23号)により行うものとする。

(利用停止決定等の期限の延長に係る通知)

第19条 法第102条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(様式第24号)により行うものとする。

2 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書(様式第25号)により行うものとする。

(費用負担)

第20条 条例第4条第2項の規定による保有個人情報の写しの作成に要する費用の額は、別表に定めるとおりとする。

(実施状況の公表)

第21条 条例第8条の規定による実施状況の公表は、次に掲げる事項を市の広報紙に掲載することにより行うものとする。

- (1) 開示請求の件数
- (2) 開示、不開示別の件数
- (3) 訂正請求及び利用停止請求の内容別の件数及びこれらに係る決定別の件数
- (4) 審査請求の件数及び内容並びにこれに対する裁決の内容
- (5) 個人情報ファイル簿に含む個人情報ファイルの件数及びその増減
- (6) その他公表する必要があると認められる事項

(補則)

第22条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年9月12日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の古河市個人情報保護条例施行規則(平成13年古河市規則第17号)、総和町個人情報保護条例施行規則(平成13年総和町規則第3号)又は三和町個人情報保護条例施行規則(平成14年三和町規則第10号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成24年規則第42号)

この規則は、平成24年9月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第61号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年10月5日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の古河市個人情報保護条例施行規則に規定する様式の用紙で、現に残存するものについては、当分の間所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

附 則(平成28年規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の古河市個人情報保護条例施行規則の規定は、施行日以後の開示請求について適用し、施行日前の開示請求については、なお従前の例による。

3 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって施行日前にされた行政庁の処分その他の行為又は施行日前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

- 4 この規則の施行の際、この規則による改正前の古河市個人情報保護条例施行規則に規定する様式の用紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。
- 附 則(平成30年規則第65号)
- この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日(平成31年7月1日)から施行する。
- 附 則(令和2年規則第23号)
- (施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正前の古河市個人情報保護条例施行規則第3条第2項の規定によりなされた届出は、この規則による改正後の古河市個人情報保護条例施行規則第3条第2項の規定によりなされた届出とみなす。
- 附 則(令和5年規則第21号)
- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 別表(第20条関係)
- 写しの作成及び送付に要する費用

写しの作成に 要する費用	情報の種別	開示の実施の方法	金額
	文書、図画及び写真	ア 複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したもの(単色刷りのものに限る。)の交付	片面 10円 両面 20円
		イ 複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したもの(多色刷りのものに限る。)の交付	片面 50円 両面 100円
		ウ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したもの(単色のものに限る。)の交付	1枚につき350円に当該文書、図画及び写真1枚につき10円を加えた額
		エ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したもの(多色のものに限る。)の交付	1枚につき350円に当該文書、図画及び写真1枚につき50円を加えた額
		オ アからエまでに掲げる以外のものの交付	委託等に要する額
	磁気テープその他これに類するもの	ア A3判以下の大きさの用紙に複写したもの(単色刷りのものに限る。)の交付	片面 10円 両面 20円
		イ A3判以下の大きさの用紙に複写したもの(多色刷りのものに限る。)の交付	片面 50円 両面 100円
		ウ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したもの(単色のものに限る。)の交付	1枚につき350円に当該文書、図画及び写真1枚につき10円を加えた額
		エ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したもの(多色のものに限る。)の交付	1枚につき350円に当該文書、図画及び写真1枚につき50円を加えた額
		オ アからエまでに掲げる以外のものの交付	委託等に要する額
	電磁的記録	ア A3判以下の大きさの用紙に印字し、又は印刷したもの(単色刷りのものに限る。)の交付	片面 10円 両面 20円
		イ A3判以下の大きさの用紙に印字し、又は印刷したもの(多色刷りのものに限る。)の交付	片面 50円 両面 100円
		ウ 光ディスクに複写したものの交付	1枚につき350円。ただし、1枚の光ディスクに2件以上の電磁的記録を複写する場合は、350円に1を超える件名の数に100円を乗じて得た額を加算した額
		エ アからウまでに掲げる以外のものの交付	委託等に要する額
	その他のもの	委託等により印字し、又は印刷したものの交付	委託等に要する額

備考 件名とは、[第11条第3項第4号](#)に規定する電磁的記録であって、電子計算機で検索することができる、保存する上での最小の情報の集合物をいう。

[様式第1号\(第6条関係\)](#)

様式第1号（第6条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

古河市長 宛て

(ふりがな)
氏名 _____
住所又は居所 〒 _____ 市 () _____

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。
＜実施の方法＞ ☐閲覧 ☐写しの交付
☐その他 ()

＜実施の希望日＞ 年 月 日

イ 写しの送付を希望する。

3 手数料
手数料は無料です。
ただし、写しの交付を受ける場合は、写しの作成に要する費用負担が必要となります。さらに、写しの送付を希望する場合は、郵送に要する費用負担も必要になります。

4 本人確認等

ア 開示請求者 ☐本人 ☐法定代理人 ☐任意代理人

イ 請求者本人確認書類
☐運転免許証 ☐健康保険被保険者証
☐個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
☐在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
☐その他 ()

※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等
(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)
(ア) 本人の状況 ☐未成年者 (年 月 日生) ☐成年被後見人
☐任意代理人委任者
(ふりがな)
(イ) 本人の氏名 _____
(ウ) 本人の住所又は居所 _____

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 ☐戸籍謄本 ☐登記事項証明書 ☐その他 ()

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 ☐委任状 ☐その他 ()

※ 以下の欄には、記入しないでください。

受付年月日	年 月 日	担当部課名
備考		

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

古河市長



保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定に基づき、次のとおり開示することに決定したので通知します。

1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

2 不開示とした部分とその理由

3 開示する保有個人情報の利用目的

4 開示の実施の方法等（同封の説明事項をお読みください。）

5 所管課等（問合せ先）

備考 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。また、請求者自身であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。

（教示）

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、古河市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、古河市を被告として（訴訟において古河市を代表する者は古河市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

古河市長



保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示をしないことと した理由	
所管課等 (問合せ先)	
備考	

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、古河市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、古河市を被告として（訴訟において古河市を代表する者は古河市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

古河市長



保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第83条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
所管課等 （問合せ先）	
備考	

様式第 5 号（第 8 条関係）

第 年 月 日 号

様

古河市長



保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第84条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日
所管課等 （問合せ先）	
備考	

様式第 6 号（第 9 条関係）

第 年 月 日 号

様

古河市長



保有個人情報開示請求に係る行政機関の長等への事案の移送通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律第85条第 1 項の規定により、次のとおり移送します。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： (法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後 見人 ☐ 任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付資料等	・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録
所管課等 (問合せ先)	
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)

様式第 7 号（第 9 条関係）

第 年 月 日 号

様

古河市長



保有個人情報開示請求に係る事案の移送通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第85条 1 項の規定により、次のとおり移送したので通知します。
なお、保有個人情報の開示決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
所管課等 (問合せ先)	
備考	

様式第 8 号（第10条関係）

第 年 月 日 号

様

古河市長



保有個人情報の開示請求に関する任意意見照会書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第 1 項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第 1 項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出期限	年 月 日
所管課等 （意見書の提出先・問合せ先）	
備考	

様式第 9 号（第10条関係）

第 年 月 日

様

古河市長



保有個人情報の開示請求に関する意見照会書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第 1 項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第 2 項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 ☐ 第 1 号、 ☐ 第 2 号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出期限	年 月 日
所管課等 (意見書の提出先・問合せ先)	
備考	

様式第 1 0 号（第10条関係）

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

古河市長 宛て

(ふりがな)
氏名又は名称
(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所
(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	☐保有個人情報を開示されることについて支障がない。 ☐保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

様式第 1 1 号（第10条関係）

第 年 月 日 号

様

古河市長



反対意見書に係る保有個人情報開示決定通知書

（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
所管課等（問合せ先）	
備考	

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、古河市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、古河市を被告として（訴訟において古河市を代表する者は古河市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 1 2 号（第11条関係）

保有個人情報開示の実施方法等申出書

年 月 日

様

(ふりがな)
氏名 _____

住所又は居所
〒 _____ 市 () _____

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定に基づき、次のとおり申出をします。

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等 文書番号： _____ 、日付： 年 月 日

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実 施 の 方 法	
	(1) 閲覧	① 全部
		② 一部 ()
	(2) 複写したものの交付	① 全部
		② 一部 ()
	(3) その他 ()	① 全部
		② 一部 ()

3 開示の実施を希望する日 年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無 { 有 : 同封する郵便切手等の額 円
無 }

様式第 1 3 号 (第12条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

古河市長 宛て

(ふりがな)
氏名 _____

住所又は居所
〒 _____ 市 () _____

個人情報の保護に関する法律第91条第 1 項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____、日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

本人確認等

1 訂正請求者	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
2 請求者本人確認書類	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ _____ ） ※請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ _____ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他（ _____ ）

※ 以下の欄には、記入しないでください。

受 付 年 月 日	年 月 日	担 当 部 課 名	
備 考			

様式第 1 4 号（第13条関係）

第 年 月 日 号

様

古河市長



保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第 1 項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
所管課等 (問合せ先)	
備考	

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、古河市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、古河市を被告として（訴訟において古河市を代表する者は古河市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 1 5 号（第13条関係）

第 年 月 日 号

様

古河市長



保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第 2 項の規定により、次のとおり訂正をしない旨の決定をしたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	
所管課等 (問合せ先)	
備考	

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、古河市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、古河市を被告として（訴訟において古河市を代表する者は古河市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 1 6 号（第14条関係）

第 年 月 日 号

様

古河市長



保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
所管課等 （問合せ先）	
備考	

様式第 1 7 号（第14条関係）

第 年 月 日 号

様

古河市長



保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
所管課等（問合せ先）	
備考	

様式第 1 8 号（第15条関係）

第 年 月 日

様

古河市長



保有個人情報訂正請求に係る行政機関の長等への事案の移送通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第96条第 1 項の規定により、次のとおり移送します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： (法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所)
添付資料等	・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録
所管課等 (問合せ先)	
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)

様式第 1 9 号（第15条関係）

第 年 月 日 号

様

古河市長



保有個人情報訂正請求に係る事案の移送通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第96条第 1 項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。
なお、保有個人情報の訂正決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の 長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
所管課等 (問合せ先)	
備考	

様式第 2 0 号（第16条関係）

第 年 月 日 号

様

古河市長



提供をしている保有個人情報の訂正決定通知書

（他の行政機関の長等）に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報の特定 するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
所管課等 (問合せ先)	
備考	

様式第 2 1 号 (第17条関係)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

古河市長 宛て

(ふりがな)
氏名 _____
住所又は居所
〒 _____ 市 ()

個人情報の保護に関する法律第99条第 1 項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____、日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 _____
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) ☐ 第 1 号該当 → ☐ 利用の停止、 ☐ 消去 ☐ 第 2 号該当 → 提供の停止 (理由)

本人確認等

1 利用停止請求者	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
2 請求者本人確認書類	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他 () ※請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等	(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 ☐ 未成年者(年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他 ()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他 ()

※ 以下の欄には、記入しないでください。

受 付 年 月 日	年 月 日	担 当 部 課 名	
備 考			

様式第 2 2 号（第18条関係）

第 号
年 月 日

様

古河市長



保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする 内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)
所管課等 (問合せ先)	
備考	

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、古河市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、古河市を被告として（訴訟において古河市を代表する者は古河市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 2 3 号（第18条関係）

第 年 月 日 号

様

古河市長



保有個人情報利用不停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により、次のとおり利用停止をしないことに決定をしたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止をしないこ ととした理由	
所管課等 (問合せ先)	
備考	

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、古河市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、古河市を被告として（訴訟において古河市を代表する者は古河市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 2 4 号（第19条関係）

第 年 月 日 号

様

古河市長



保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	
所管課等 （問合せ先）	
備考	

様式第 2 5 号（第19条関係）

第 年 月 日 号

様

古河市長



保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
所管課等 （問合せ先）	
備考	